

高山市EV用急速充電器設置・運営事業仕様書

1. 事業の名称

高山市EV用急速充電器設置・運営事業（以下「事業」という。）

2. 事業の主旨

高山市（以下「市」という。）は、地球温暖化対策の一環として、温室効果ガス排出量が少ないEV等電気自動車の普及を促進するため、EV用急速充電器を設置している。今般、現施設の耐用年数超過による機器更新にあたり、これまでの公設公営から民間事業者による設置・運営とする。

3. 事業の概要

この事業は、EV用急速充電器（配線等の附帯設備等を含む）の設置（工事、必要な手続き等を含む）・運営を事業者により行うものとする。

EV用急速充電器の設置・運営に関する詳細については、市と事業者で締結する協定に定めるものとする。

- (1) EV用急速充電器の設置に必要な土地は、市が指定する施設の駐車場等を活用することとする。なお、事業者は土地の使用料を所有者に支払うものとする。
- (2) 事業の実施に伴い国等の補助事業を活用する場合は、事業者により申請等手続きを行うものとする。
- (3) 利用料金は、事業者が決定するものとし、利用者からの利用料は事業者の収入とする。

4. EV用急速充電器設置施設

設置する施設は、以下の5か所とする。（一括協定）

なお、高山市役所本庁については移設予定であり、設置場所は協議により決定する。

・令和7年度設置

施設名	住所
高山市役所本庁	高山市花岡町2-18
道の駅桜の郷荘川	高山市荘川町猿丸82-1
道の駅パスカル清見	高山市清見町大原858-1
道の駅飛騨街道なぎさ	高山市久々野町渚2685
平湯バスターミナル	高山市奥飛騨温泉郷平湯628

※詳細については、参考資料①②を参照。

5. 提案内容

「4. EV用急速充電器設置施設」に示す5か所について、別紙提案書に記入する。

6. 事業の実施期間

EV用急速充電器の設置期間は、令和7年度から最低8年間とし、市と事業者との協議により決定するものとする。なお、合理的な理由により市の承諾を得る場合はこの限りではない。

7. 原状回復

事業の実施期間が終了し、引き続き使用を許可しない場合は、事業者負担により原状回復するものとする。

8. 参考提案

「4. E V用急速充電器設置施設」に示す5か所以外に、下記の6か所については、提案内容により更新を検討する。そのため、事業者による設置・運営が可能な施設があれば、別紙参考提案に記入の上、提出すること。

- ・市が設置・運用している施設（令和7年度撤去予定）

施設名	住所
道の駅ひだ朝日村	高山市朝日町万石150
上宝支所	高山市上宝町本郷540
ほおのき平スキー場	高山市丹生川町久手465
飛騨高山御嶽トレーニングセンター	高山市高根町日和田1180

- ・民間事業者が設置・運用している施設（令和7年度更新予定）

施設名	住所
道の駅ななもり清見	高山市清見町牧ヶ洞2145
道の駅飛騨たかね工房	高山市高根町中洞767-4

※詳細については、参考資料①②を参照

9. 事業の実施に伴う条件等

- (1) E V用急速充電器の設置・撤去、運用管理、保守メンテナンス、E V用急速充電器の設置・運用に係る費用等に関しては、提案をもとに、別途協定で定める。また、第三者との間における紛争等に関しては、事業者として責任ある立場で解決するものとし、市は一切の責任を負わない。
- (2) E V用急速充電器の設置等に係る各種手続きに要する費用は、事業者の負担とする。
- (3) E V用急速充電器の設置にあたっては、事業者は、事前にE V用急速充電器の仕様、施工方法等を記した施工計画書を市に提出し、市の承諾を得るものとする。
- (4) 設置工事は、E V用急速充電器設置施設の運営が継続できる状態で行うものとし、やむを得ず停電作業等が必要な場合は、事前に市と協議を行うものとする。
- (5) 事業を実施するにあたり、事業者が市との間に取り交わす協定に定める義務を履行しない場合には、協定を解除することがある。この場合、事業者の責任と負担により速やかに原状回復するものとする。
- (6) 事業者は、事業期間に事故や障害等が発生した場合は、ただちに市に連絡したうえで対応し、その結果を市に報告しなければならない。また、市や利用者から事故等の連絡を受けた場合についても同様である。
- (7) 事業者は、E V用急速充電器設置施設の建築物や電気系統に損傷又は損害を与えた場合やE V用急速充電器の整備及び管理に関する市との合意事項（協定書、行政財産使用許可書等において定める事項）に適合していないことにより、E V用急速充電器設置施設に損害を与えた場合その他事業者の責めに帰すべき事由により市が損害を被った場合は、事業者がその損害を賠償する義務を負う。

- (8) 事業者は、事業を継続できなくなったときは、市が適切と認める場合に他の事業者に権利及び義務を継承させることができる。
- (9) 事業者は、関係法令等を遵守するものとする。